

# 時事新報

第二千四百三十二號  
 明治廿二年十月十四日 金曜日  
 舊曆己丑九月十日 (癸丑)  
 日刊五頁 每份五分  
 月刊一元五角 半年八元  
 年刊十元 郵費在內  
 廣告費 另議  
 (西曆一千八百八十九年)

第二期 同十月十一日ヨリ 五分  
 第三期 同二月末日限 五分  
 第四期 同五月三十一日限 五分  
 田畑鑛泉地池沼及山林原野

たる利益積蓄金目として目論見しむる方法を實地に試みる決心なる由に滞在して支那及一の器械を以て練る大に我國よりの既に昨年如きを見るを得ざりしを實地調査中よりべからざる一事なり  
 ○十八萬圓の不足圓にて最初の計畫坂より和州櫻井まで金として備へ置くたるの今日となりし圓の不足を生じた其處分方を株主へ清國古城の修築路に入り馬魯木齋閣道に在る一城にして驛を置き以て其處の事は陝甘總督督辦蔡其等が督辦蔡其等の地する處にあり既に縣知縣劉清清氏は駐在せし巡檢官該古城は隨分將來日より八年前の改訂隨古城外四箇所に記載しあるよし北北度加里の高低ありて忽ち通常の半に復たりしが此際此の模様を探り居た品を買ひ込み大に利を索引器械 過日の察署長丹羽五郎氏の拒絶するよしにて着手したりと  
 ○北秋俱樂部 秋田縣の政社を組織して局部の小團結は不便たるよし  
 ○熊本の政談演説會 度東京より同地方に重章氏と謀り去月二約政談演説會を開き二千餘名の多き遊云ふの外各各士山子氏は一喜一憂と難し次に國友重章氏は演説したる由同會の關西大會 本年五月より出席

### 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選送料廣告料ハ左ノ如シ  
 一 一月前金五十五圓 ○三月前金一四十五圓 ○六月前金三十一圓 ○一年前金六圓  
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一月十五圓ノ郵費ヲ申受ク  
 時事新報廣告料前金  
 一行五種活字廿四字詰 一日限 六日以上 七日以上  
 一行 二付 十二日限 十一日限 十日限

## 信用の信用

商工取引一切の事務に信用の大切なることは今更申すに及ばざれども凡俗の常情動もすれば其信用を廣げ過ぎて自然不手廻りの簡條を生じ借上に執務上に言行往々喰ひ違ふて所謂信用信用の質を示すは世界各國人共に有り勝ちの事態なれば愛に感心なるは英國人にして商業上信用を重んずるは殆んど先天の性質とも云ふべく商取引の初めには身元を探り約定を密にし習慣通り取り質して其合格不合格を判定する等兎角一徹頑固として世評もなければ愛嬌もなく俗に云ふ木で鼻を括つたるやうなれども當初石橋を敷て渡るの主義に由るが故に中道危險の心配なく取引の次第も密なるに隨ひ商業ますます堅固として信用ますます厚きを加へ商情長く濃厚あるの趣きあり現在在歐洲日本商の實地に於ても浮かど獨逸人などの爲替手形を割引すれば他日取立上は苦情を生じて甚だ迷惑する等の事情あれども英國人の手形には先づ以て此邊の心配なく安んじて之を取扱ふよきを待てるが故に割引歩合に小差ありても英國人と取引する方、誠堅固なりと云へり又日本の諸商館にて或る外國製造元に向ひ其製造品のツール、エロメント即ち一手賣買を引受けんとする等の相談を爲すに當り例へば佛國製造元の如き右日本商館が從來名聞ある者ならんには直に其特約を結ぶとあれども英國の信用ある製造元にては先づ其日本商館の性質を吟味し次に其相談を代理する人物の權限を突き留め其委任状を調査して始めて談判に取り掛るやうの始末にして從來日本商館にては此邊の規定もあかりしが故に海外支店を代理する人も或は其委任状所持せず或は其權限を定めずして相談最中先方の意を満たすと能はず爲めに談判不調を爲りたるの例も少なからず誠不愛相なるが如くこれども人を見て法を變せざるは即ち堅固なる英國人の見識、永遠の取引を自當として申せば其初に愛嬌なきは其交情の終りに至りて冷然の變を生ぜざる所以にして彼の英國商人の如き當今の世界に在りながら一賭千金の古俠風を存するものなりと云ふて可ならん今や我が日本國にては商業次第増長して外國諸商人との取引も亦ますます盛進するの時運に向ひ商人信用の一大義は大に此時に購せざる可らざる等なれども近來商工諸會社の流行あるに就き其中實着ある人物が實着なる目的を以て着手する者なきに非ざれども或は浮薄なる投機心に出で間接直接政府の利益應酬を仰がんとする者も少なからざるが故に社長頭取取締役等を擧げるに先づ門を近縁ある者若くは時めく利口紳商、凡そ此流の人物を以て此流の人物は所謂はやり後者にして處々方々手引を引かれ世に云ふ引張風の境遇に在りて引かるといふ手を出し一人として十數社に加はり社中重要な地位に置かるれども限りあるの人力を以て限りなきの事務に當ると能はざるが故に自然不手廻り勝ちとして其職務を果すと能はざるものありと云ふ或は射利に忙はしくして小資本を大きく廻し純無識に遣り送りして一時を彌縫するが故に堅固持久を要す可き會社の株を恰も投機の種類として發起人先づ自ら賣り逃ぐるものあり其たしきは株券拂込の期限に迫りて種々の苦情不都合を生ずるものありと云ふ斯くて彼の紳商輩は身に餘る信用を濫用して身に餘る業務に關係し其身に附着する奇臭毒氣を到る處に分散して到る處に會社を腐らし他の正業者を毒害するは勿論、一朝手取不如意にして遣り送り算段に窮する時は其數會社に關係して重要な地位を占むるの故を以て一人の失敗忽ち數會社の信用を傷け影響の及ぶ所、商工業社會の發達を害するの恐れなしと云ふ可らず抑も彼の北米合衆國の如き企業繁忙の國として商工業の兼業最も多く信用は廣がる丈け取り廣げて危險を蹈むの場合も少なからず米國の事情に通ずる英國人などは彼等が實際の資本に比して遣り送りの頻繁なるに驚き内部の切迫を押し包みて其表面を飾るの厚かましさに呆る程あれども此米國企業家が其名を以て重要な地位を占むるものは多く二三の會社にして目下日本の紳商輩が一身十數社の重任に當るが如き奇觀ある可しと思はれず蓋し我が日本に於ては商工業創造として實際其事に經驗なる人物少く且つ又社會の事情に於て利口紳商の獨り便利なる都合等も多きが故に右の奇觀を呈したる次第ならんと雖も一人の責任と信用とを數社に分ち多くの安危を一人に擔ぐは所謂信用の濫用にして一朝其信用を損ずるとあれば之に關係する十數社は爲めに其安固を害するの姿にして我が商工業の安全發達を保つのに非ざるが故に我輩は今日商工業發達の時運に當り官民其向きの人々が英國企業家などの事跡を鑑みて此邊に警戒する所あらんと偏に希望を堪へざるなり

## 官報

大藏省令第十二號  
 北海道地租納期左ノ通改定ス  
 明治廿二年 十月 三日  
 大藏大臣伯耆松方正義

北海道地租納期 宅地及雜地 五分  
 第一期 同八月三十一日限  
 田畑鑛泉地池沼及山林原野

○百萬の寡婦 最近の統計に従へば英國にては女子の數、男子の數より多きものと凡そ百萬人として是等は殆んど皆寡婦なるが如し是は實に驚くべき事實なるに似たれども理由なきにあらざり即ち英國にて女子の數、男子に超過する原因を尋ぐれば男兒は女兒より死亡し易きと、活潑なる男子の多數は自分等の身代を作らんが爲め姉妹を故郷に遺して外國に赴くと又男子は危險なる性質の職業を取るが故に死亡するものと多きが爲なり實際統計表を見れば英國に生るる男兒の數は女兒よりも多し男兒十萬四千九百九十一人に對する女兒十萬人の割合なれども十年を経過すれば男兒は女に減じ女兒十萬人に對して男兒九萬四千九百人となり其後年月を経過するに従ふて男は次第減少すべし然るに寡婦の多きは如何なる故なるか印度の如きは寡婦の妻を結ぶなきを以て其數の多きも敢て怪むに足らざれども英國にては寡婦も再び結婚するを得るのみならず實際結婚を結びたるものあり左れば其數の多き原因は何れにあるやと尋ねれば英國には老婦に婚する壯年者よりも少婦に婚する老人の多きが爲なりと説明すべしそも青年男子の過半は資産に乏しき結婚するものと雖も獨身の自由を樂みて妻を避ふるの必要を見出すまで成る可く結婚を避くるが故に是等の人が妻を娶るは中年以上にして通常四十歳の男子が二十五歳の婦人と婚姻する割合あり今人間の壽命を平均六十歳とし二十五歳の婦人が四十五歳の男子に婚するとすれば男子の死去する時其妻は丁度四十歳にして尙ほ二十年間存命すべければ寡婦の多きも當然あるべし古昔聰明なる人民は四十歳位の婦人を以て最良の妻とすべしと主張し故英國大宰相ピエコンスフホールド侯、ウイッチェリオット氏の如きは其例を示したれども一般の人々は老婦を娶るを好まず近來壯年者は自分の妻に馬車を供ふるを得るの身分となる迄結婚せざるが故に自然と寡婦の數を増すに至るなり若し富家の女子が結婚したる上にて自宅にありし時の如き愉快と贅澤を盡さんと欲せば世故に慣れたる中年以上の男子と結婚すべし其代り他日寡婦の身となる覺悟ある可らず若し又身を終ふるまで相提携すべき夫夫を持たんと欲せば壯年者に婚すべし其代り萬事夫の世話をあさるを得ず何れが最も少女に幸福を與ふるやは少女自身に判斷すべし云々と近習の英字新聞に見ゆ

○武官免職 第三師團監督部計算課長三等監督片山中行氏は本職を免じて近衛監督部計算課長兼陣營課長に第四師團監督部計算課長三等監督甲斐敬直氏は本職を免じて第三師團監督部陣營課長三等監督堀田恒樂氏は本職を免じて第四師團監督部陣營課長に何れも此程補せられざるよし

○横濱復讐道 浦賀横濱間五哩の地に私設鐵道を敷設する計畫ありとは曾て聞く處あるが彌々發起人中の協賛も整ひしかば同地方の紳商數名より此程其筋に出願したるよし扱右の資本金は今を距るよと十九年前同地の有志者が組織に係る有益社(貸金所)に年々收入し